

25年度税制改正と消費税

富山短期大学名誉教授 川中清司

一・二五年度・税制改正

●消費税増税に備え企業減税

平成二五年度の税制改正法案は三月二十九日の参議院本会議で可決・成立した。三月一日に閣議決定して二二日に衆議院を通過、二七日に参院財政金融委員会を通り、二九日の参院本会議で賛成二二〇、反対一四の絶対多数で可決。その間一カ月を切るスピード可決。

改正の内容は、来年四月以降の消費税増税を意識して、景気の回復に向けた企業の活動を後押しする法人税減税や、事業承継の簡素化が盛り込まれた。個人の所得税では、高額所得者や相続税で増税を求める方向だ。

そこで、増減税について中小企業者に関わりのある主なものを紹介する。

●所得税は富裕層にとって増税

↑増税 所得税

・最高税率を四五%に引き上げ、課税所得が四〇〇万円超が対象

↓減税 住宅所得税

・住宅ローン制度を四年間延長。認定住宅は最大控除を五〇〇万円、その他を四〇〇万円に拡大。

所得税では、最高税率を四〇%から四五%へ引き上げる。税率区分を新たに一段階増やして、年収から非課税分を除いた課税所得が四〇〇万円を超える部分に四五%の税率を適用する。適用時期は平成二七年分以後の所得税から、富裕層にとっては増税となる。

●住宅取得減税の延期・増額

住宅ローン控除は、平成二五年一二月三十一日に適用期限を迎えるが、平成二九年一二月三十一日まで

四年間延長される。最大控除額は認定住宅（長期優良住宅など）を取得した場合、入居した年から一〇年間で五〇〇万円（年間五〇万円）に、一般住宅は一〇年間で四〇〇万円（年間四〇万円）に引き上げる。

高齢で借り入れができない人や、手元資金があり住宅ローンを組まない人などが、自己資金で長期優良住宅を購入する場合に、所得税を減額する措置についても年間五〇万円から六五万円に引き上げる。

●設備投資の後押し減税

↓減税 設備投資 促進減税

・法人↓年間設備投資額が減価償却費を超え、対前期一〇%超なら三〇%の特別償却か三%の税

額控除

・商業、サービス業などの中小企業↓建物付属設備などが三〇%の特別償却か七%の税額控除

①法人課税では、生産等設備への

年間投資額が減価償却費を超え、かつ前期比一〇%を超えて増加した事業年度は、新たに取得した機械・装置について三〇%の特別償却、または三%の税額控除が適用できる「生産等設備投資促進税制」を設けた。

②商業、サービス業、農林水産業

を営む中小企業などが、建物付属（一台六〇万円以上）または器具・備品（一台三〇万円以上）を取得した場合、取得価格の三〇%の特別償却、または七%の税額控除を認める制度を設けた。適用期間は平成二六年度末までの二年間。

●給与増を促す所得拡大減税

↓減税 法人税

・給与引き上げを促すための減税
・給与増額部分の一〇%の法人税減税（中小企業は二〇%）

企業が従業員の給料を増やすことを促す「所得拡大促進税制」が設けられた。平成二五年から翌年

度の従業員への給料を5%以上増やした企業が対象となる。増やした額に応じて最大で10%まで法人税を減税する。中小企業は20%の減税となる。

例えば従業員1人の給料を一億円増やした場合、法人税は1000万円（中小企業は2000万円）が減税される。

この制度を利用するには、平均給与支給額が前年を下回らないことが条件となる。パートタイマーを正社員に登用する効果もねらう。期限が三年間の時限立法だ。

新規の雇用を増やす既存の「雇用促進税制」も、税額控除額を20万円から40万円に引き上げる。雇用者を前年度に比べて10%以上、かつ五人以上増やした企業が対象で、増加人員一人につき法人税40万円が控除される。この二つの減税制度は選択制となっている。

● 交際費課税の控除限度引き上げ

減税 ↓ **法人税**

● 中小企業の交際費の損金算入の枠を600万円から800万円に拡大

交際費は得意先などへの接待交

際や贈答などの費用で、会計上は費用となるが、法人税の計算は極めて限定されている。

資本金が一億円超の場合は、一切損金として認められず課税となる。資本金が一億円以下であれば年間600万円までの支出については90%が損金となる。交際費課税の特例の定額控除限度額を800万円に引き上げ、それ以下の全額を損金に算入できるように改正した。

つまり中小法人の交際費は、現行の年間600万円（自己負担10%）を、年間800万円（自己負担なし）まで、全額損金算入できよう拡大した。

● 相続税は増税、贈与税は緩和

増税 ↑ **相続税**

- 最高税率を五五%に引き上げ
- 相続資産六億円超の部分が対象
- 基礎控除は「3000万円＋相続人一人当たり600万円」に減額

資産課税では、相続税の基礎控除額を「5000万円＋1000万円×法定相続人数」から、「3000万円＋600万円」×法定相続人数」に縮減した。税率も八

段階にして、課税額が六億円超の場合は最高税率を五五%に変更した。

相続税の計算は、まず遺産総額から債務や葬儀費用などを引いて課税遺産総額を求める。次にそこから基礎控除を引いて相続人ごとに法定相続分の税額を出す。さらに配偶者控除や各種控除を差し引いて各人の税額が決まる（左の「相続税のしくみ」を参照）。

祖父母などが金融機関に子や孫名義の口座を開設し、一五〇〇万円までの教育資金を一括拠出した場合の贈与税の非課税措置も増設する。いずれも富裕層向けだ。

相続税のしくみ

妻 長男 長女
相続人が三人

● 遺産総額（債務＋葬儀費用など）
● 課税遺産総額－基礎控除
↓
5000万円＋1000万円×相続人三人

改正案
↓
3000万円＋600万円×相続人三人

● 課税遺産総額×各人の法定相続分
妻：1/2 ・ 長男：1/4
長女：1/4
● 速算表で税額を出す

妻 長男 長女

● 相続税の総額×各人の実際の相続割合
(あん分割合)

● 税額控除（一）
配偶者控除・各種控除
● 各人の納税額
↓
妻 長男 長女

事業承継税の条件緩和

簡略化 **事業承継税制**

- 後継者は親族以外も対象に
- 手続きの簡素化
- 事前承認の廃止
- 先代経営者も贈与時に有給役員で残留可能に

中小企業者の経営を後継者に引き継ぎやすいように、平成一一年から「事業承継税制」が始まった。制度の内容は、後継者が前の経営者から非上場株式を受け継いだ場合、相続税や贈与税の納税を猶

予する仕組みだ。

ところが年間の社長交代は約四万四〇〇〇件と言われているが、実際にこの制度を利用したのはわずかに一三四件に過ぎない。その理由は、役所に提出する書類が多く、手続きが複雑なためだ。

今回の改正では、これまで子どもや娘婿などの親族だけに限られていた優遇対象を、親族以外にも広げた。

事業継承後「五年間常に従業員八割以上の雇用維持」という条件を、「五年平均で八割」に緩和した。

さらに先代経営者は贈与後に引退する必要があったが、役員として有給で会社に残れるように改めた。

事業承継税の改正

後継者は、先代経営者の親族に限定

親族外の継承も対象

雇用の八割以上を「五年間毎年」維持

雇用の八割以上を

「五年間平均」で評価

先代経営者は、贈与時に役員を退任

贈与時に代表者退任
(有給役員で残れる)

経産大臣の「認可」と「事前確認」を受ける

事前確認制度を廃止

● 共通番号法案が再上程

国民の共通番号制度（マイナンバー）法案が国会に再提出された。昨年二月に民主党政権が提出したが、審議が進まないまま秋の衆議院解散で廃案となったものだ。この制度は納税、年金、医療、福祉分野で活用され、健康保険証や年金手帳などの機能を持たせ、身分証明書にもなる。複数の役所に行かなくても、一回の番号カード提示で済むという利点もある。

消費増税の負担軽減のための現金支給や、生活保護の不正受給の防止など、税と年金の一体化改革を進めるうえで欠かせない。

● 個人情報集約に監視が必要

計画では二〇一五年一〇月から住民票コードを基に新たな番号を

国内の居住者全員に通知。顔写真やIC（集積回路）チップ付きの個人番号カードを交付する。一六年一月から開始し、住民票コードは廃止の予定だ。

しかし、国民生活に便利で行政事務の合理化に役立つ一方で、個人情報が集約されることになり、プライバシーが侵害されて国の監視・監督につながる恐れがある。国は独立性の高い第三者委員会を設けて監視し、不正には刑事罰をもって対処する方針だが、国民による十分な監視も必要だ。

迫る消費税増税

● 消費税一〇%増税時に軽減対策

いよいよ、平成二六年四月に八%、二七年一〇月に一〇%と消費税率の引き上げが迫ってきた。消費税増税に伴う低所得者への対策として、食料品などの税率を抑える複数税率の導入は一〇%増税の時点からとなり、八%増税時には一定の所得以下の人を対象に、一人当たり年一百万円超の現金を支給する方針だ。

消費税の増税に対する負担の軽減対策としては、先述のように住宅ローン減税を四年間延長した。

年間の軽減税額を現在の二倍の最大四〇万円とし、入居の年から一〇年間で最大四〇〇万円の減税を準備する。

しかし消費税増税がもたらす影響は、過去の実例から見ても極めて大きく、この程度の対策で乗り切れるものではないだろう。

● 逆進性防ぐ軽減税率

消費税は税率が一定のため、所得の大きさによって税の負担率が異なる。高所得者の税負担率は軽く低所得者には重い。これを防ぐために欧米では食料品や水道料、医薬品など生活必需品には軽減税率を導入している。

イギリスでは食料品、水道料金、医薬品が無税。フランスでは食料品や水道料金が五・五%。ドイツでは書籍や新聞が七%の軽減税率となっている（表一）。

● 税計算が複雑で業界混乱

イギリスではハンバーガーなど温かい商品を持ち帰った場合は標準税率の二〇%だが、スーパーなどで冷たい総菜として買えば軽減税率が適用されて無税となる。

カナダでは食品は無税だが、ドーナツを店で食べると五%、持ち帰りは無税。フランスは標準税率一九・六%で食品は五・五%だ

表1 世界の主な消費税・軽減税率

	食料品	水道料金	医薬品	書籍・新聞
無税の国	イギリス・カナダ メキシコ オーストラリア アイルランド	イギリス	イギリス スウェーデン	イギリス
軽減税率 導入の国 ()内は%	フランス(5.5) ドイツ(7) スウェーデン(1.2)	フランス(5.5) ドイツ(7)	フランス (2.1)	フランス (2.1~5) ドイツ(7) スウェーデン(6)

が、チョコレートはカカオの含有率が五〇％を超えると税率は九・六％となる。パターの税率は五％だがマーガリンは一九・六％と複雑だ。税率の軽減をねらって業界団体から政界への働きかけが強ま

り、政官界との癒着も懸念される。日本の場合、今でも仕入税額控除など消費税の申告計算は複雑で、税理士など専門家にまかせているケースが多い。これが複数税率になると小売店の現場での計算が複雑になり、仕入れや経費の税計算や税額控除などもさらにややこしくなるので、小規模店ではその事務量をさばき切れなくなるだろう。

●消費増税で税収は増えるか

消費税を増税すれば、果たしてそれが財源を増やして財政再建につながるのか。結論から言って、消費税を上げて税収が増える保証はない。

むしろ、所得税の減税などの経済刺激策を講じず、消費税の増税を実施した場合、国内総生産（GDP）の六割を占める個人消費に与える影響は大きく、税収も増えない結果が懸念される。

●増税の駆け込み需要と反動減

消費税の増税時には一時的に駆け込み需要が起きるが、増税後の反動は過去の事例から見てもかなり大きい。平成元年、竹下登内閣が消費税を導入したときは、前年に起きた駆け込み需要は約四〇八〇億円で、個人消費の対GDPは〇・一％伸びた。しかし翌年には

表2 1989（平成元）年・消費税導入時の影響

年度	効果	対個人消費比%	対GDP比%
前年1988	駆け込み需要 4,080億円	0.18	0.10
実施年1989 1990	押し下げ需要 ▲2兆2,420億円 ▲9,640億円	▲1.02 ▲0.39	▲0.55 ▲0.21

表3 1997（平成9）年・消費税導入時の影響

年度	効果	対個人消費比%	対GDP比%
前年1996	駆け込み需要 6,810億円	0.18 0.24	0.10 0.13
実施年1997 1998	押し下げ需要 ▲7兆1,410億円 ▲3兆5,310億円	▲2.51 ▲1.23	▲1.37 ▲0.68

〔株式投資の全て〕～KABUZENから引用

国民の財布の中身はほとんど一定なのだから、消費税が五％に上げれば、どこかで消費を削らねばならない。国民が消費を

は一度もない。当時の日本のGDPはおよそ五〇〇兆円で、輸出が約一割、内需が九割の四五〇兆円だった。消費税を五％にアップすれば、この四五〇兆円の五％、約二二兆円が大幅に減ることとなった。

二兆二四〇〇億円も落ち込み、同比率は〇・五五％の減少となった（表2）。

平成九年四月、橋本龍太郎内閣は消費税を三％から五％に引き上げた。このため同年度の税収総額は消費税増加の効果で五三・九兆円に増加した。しかし翌年から日本経済はデフレの泥沼に陥った。

前年の駆け込み需要は六八一〇億円で、対GDPは対前年比で

〇・一三％押し上げたが、翌年には約七兆円減となった（表3）。

●消費税から沈んだ日本経済

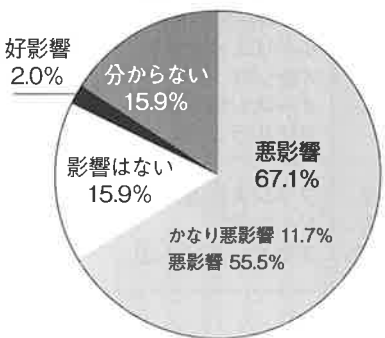
消費税の増税による経済の落ち込みで、基幹税の所得税と法人税の税収が低迷した。ただ、消費税の増税だけで経済悪化を招いたものではなく、平成九年にアジア通貨危機が起こり、一〇年には大手金融機関の破綻が相次いだ。それ以後の税収総額は、平成九年度の水準を超えたこと

節約すれば企業の売上げも利益が減り、デフレの加速に繋がっていった。

●消費増税への懸念

消費税率の引き上げが及ぼす影響について、帝国データバンクの調べでは、企業の六七％が悪影響を懸念している（平成二三年七月調査）。

図1 消費税引き上げによる業績への影響



「悪影響」を業界別に見ると小売業が最も多く八六％、農林水産業も七九％と高い。

影響の理由は「税負担の上昇」が四九％で、「販売価格に転嫁できない」が三九％。特に小規模企業ほど「転嫁できない」が多く五七％に及び、「駆け込み需要の反動減が大きい」「納入価格の値下げ要請」が、それぞれ三二％を占

める。

業者の声としては「値下げでお客さまから消費税はもらえず、自腹を切って納めている」「仕入れや経費にも消費税がかかる。一〇％になったらとても商売などできない」との悲鳴が聞かれる。

消費税を引き上げた後の国内消費動向についてはどうか。

「やや縮小する」が五六％、「大幅に縮小する」が三〇％で、約九割近くが縮小を懸念している。

●自腹を切って納める零細業者

消費税は、消費者が負担して、事業者が納税する間接税だ。だが中小零細企業の場合は理屈どおりいかなない。「消費税の分だけマケさせられる」というケースも少なくない。お客さまから消費税をもらえなくても、結局、業者が自腹をきって納めなければならぬ。お客さまから預かった消費税だから、別に納税用として準備しておくのが理想だが、実際には苦しい営業資金の中から出さなければならぬことになる。

零細企業者は、生活で消費する支出で消費税を負担し、商売上でもムリな負担を強いられる。二重の負担を避けるためにも軽減税率の導入が強く求められている。